

新潟県条例第26号

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第74号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準）

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（運営規程）

第4条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（1）秘密保持等に関する事項

（2）苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該地域活動支援センターの所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第6条 地域活動支援センターは、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。